

亀山市訓令第 17 号

庁 中 一 般

亀山市入札・契約制度改革プロジェクト・チーム設置に関する規程を次のように定める。

平成 21 年 6 月 30 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市入札・契約制度改革プロジェクト・チーム設置に関する規程

(設置)

第 1 条 市が執行する入札及び締結する契約において、更なる透明性及び公平性の確保を図るため、亀山市事務分掌規則（平成 18 年亀山市規則第 1 号）第 22 条の規定に基づき、亀山市入札・契約制度改革プロジェクト・チーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入札・契約制度全般の改革に関すること。
- (2) その他設置目的を達成するため必要なこと。

(組織)

第 3 条 プロジェクトチームは、リーダー及び構成員をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

(職務命令)

第 4 条 リーダーは、第 2 条に掲げる事務の遂行について、構成員に直接業務命令をすることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた構成員は、速やかにその旨を所属長に報告し、任務を遂行するものとする。
- 3 リーダーの職務命令は、所属長の職務命令に優先する。

(事務決裁規程等の適用の特例)

第5条 リーダーの事務専決等について必要な場合は、亀山市事務決裁規程（平成17年亀山市訓令第2号）その他にかかわらず、市長の定めるところによる。

(意見聴取等)

第6条 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(解散)

第7条 プロジェクトチームは、市長がその設置目的が達成されたと認めるときは、解散する。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、契約調達室において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの事務の遂行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。